

JAバンクの苦情処理措置および紛争解決措置について（HP掲載・チラシ等参考例）

苦情処理措置の概要

土佐あき農業協同組合
平成30年7月1日現在

当組合では、利用者の皆様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、JAバンクに関するご相談および苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

- 1 相談・苦情等の申し出があった場合、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について、必要に応じて組合内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- 2 相談・苦情等への対応にあたっては、利用者の皆様のお気持ちへの配慮を忘れず、できるだけ利用者の皆様にご理解・ご納得いただけるよう努めます。
- 3 受け付けた相談・苦情等については、定期的に当組合経営陣に報告するとともに、組合内において情報共有を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

まずは、当組合の窓口へお申し出ください。

| | | | |
|-------|--------------|--------|--------------|
| 本所信用部 | 0887-34-8311 | 安田支所 | 0887-38-6611 |
| 東洋支所 | 0887-29-3011 | 東支所 | 0887-34-1524 |
| 室戸支所 | 0887-22-0077 | 北支所 | 0887-34-1525 |
| 吉良川支所 | 0887-25-2331 | 穴内出張所 | 0887-34-1526 |
| 奈半利支所 | 0887-38-4911 | 赤野出張所 | 0887-33-2204 |
| 北川支所 | 0887-38-4611 | わじき出張所 | 0887-33-2211 |
| 田野支所 | 0887-38-2611 | 芸西支所 | 0887-33-2500 |

上記本支所のほか下記の窓口でも受け付けます。

土佐あき農業協同組合 総務管理部 0887-34-1515

受付時間：午前9時～午後5時
（金融機関の休業日を除く）

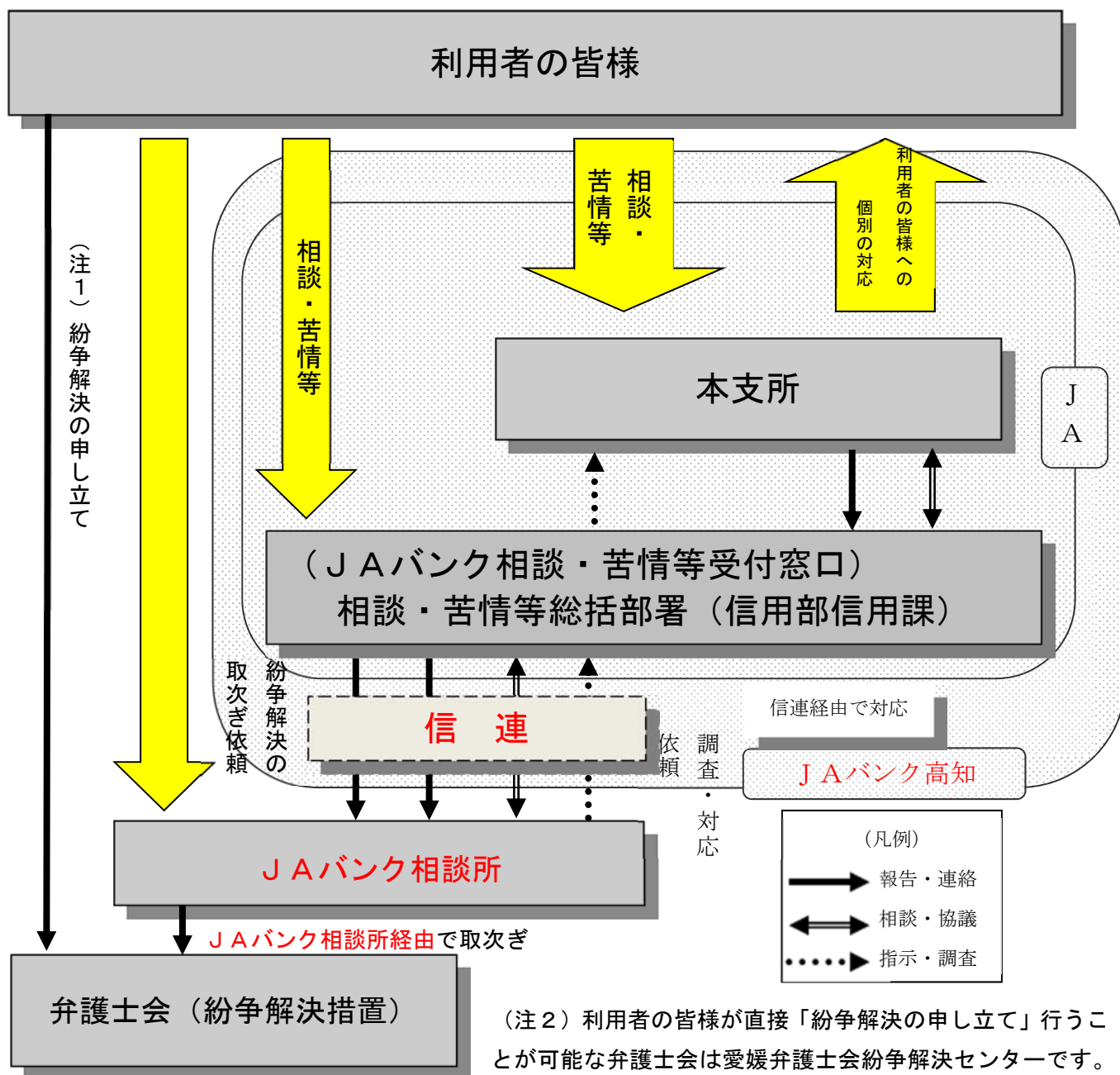
- 4 JAバンク相談所でも、JAバンクに関するご相談・苦情をお受けしております。公平・中立な立場でお申し出をうかがい、お申出者のご理解を得たうえで、JAバンク高知やご利用の組合に対して迅速な解決を依頼します。なお、個別のお取引内容や手続き、貯金・融資等の具体的な条件・商品内容・手数料等のお問い合わせにつきましては、JAバンク相談所ではお答えできないこともございますので、当組合の窓口にお問い合わせください。

JAバンク相談所
電話番号：03-6837-1359
受付時間：午前9時～午後5時
（金融機関の休業日を除く）

苦情等受付・対応態勢

(平成 30 年 7 月 1 日現在)

当組合は、下図のような態勢で利用者の皆様からの声を真摯に受け止め、迅速な解決に努めるとともに、分析・業務改善活動を通じて商品や各種サービスの開発・改善に活用します。



お客様からの信用事業にかかるお申し出に対する対応について

[当組合の内部規則（JAバンク苦情等対応要領）の概要]

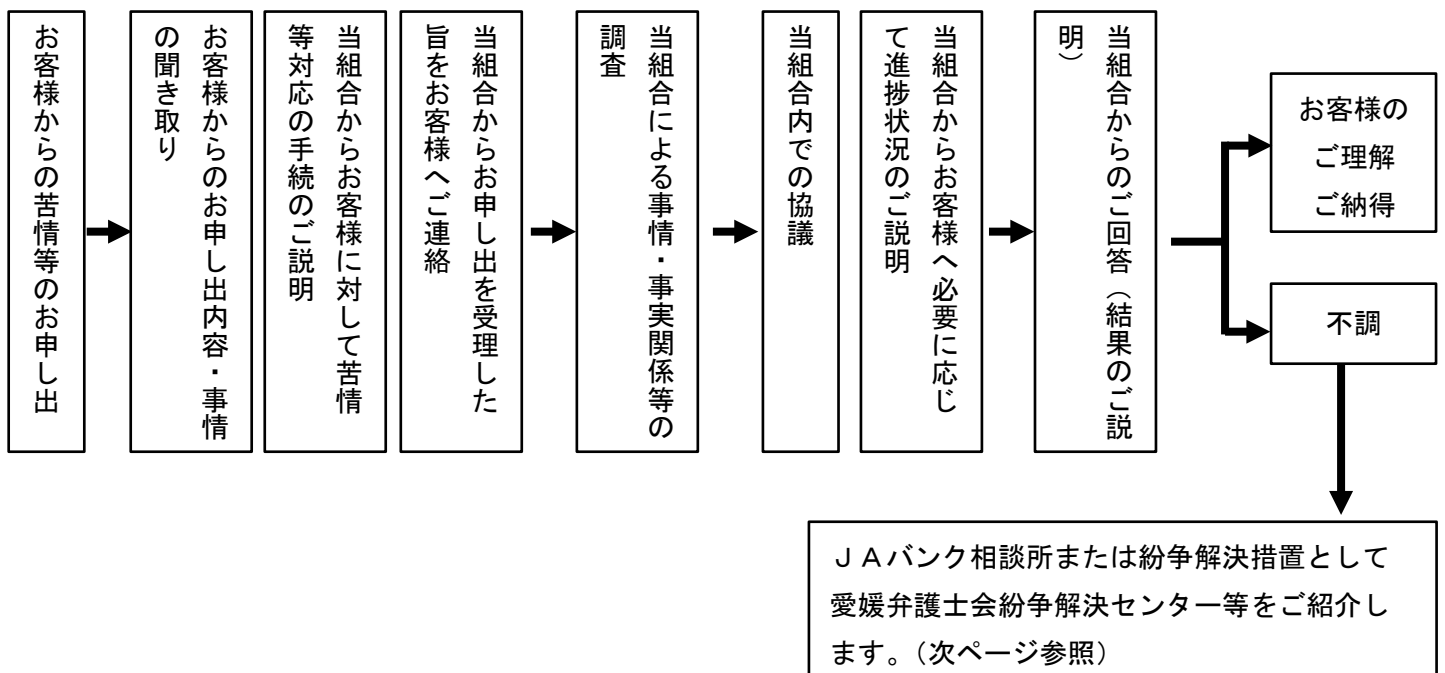
土佐あき農業協同組合

- 1 利用者の皆様からの信用事業にかかるご相談・苦情等については、当組合の本支所で受け付け、原則として当該ご相談・苦情等にかかる業務を担当する相談・苦情等対応担当者が対応します。
ただし、ご相談・苦情等の内容や状況に応じて、窓口担当者が対応することがあります。
- 2 当組合は、ご相談・苦情等のお申し出があった場合、これを誠実に受け付け、当該ご相談・苦情等にかかる事情・事実関係等を調査するとともに、必要に応じて関係部との連携を図り、ご相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- 3 ご相談・苦情等の受付・対応にあたっては、迅速かつ適切に対応するとともに、利用者の皆様からお申し出の内容・事情等を充分お聞きする等により、可能な限り利用者の皆様のご理解とご納得をいただいて解決することを目指します。
- 4 ご相談・苦情等の内容や利用者の皆様のご要望等に応じ、利用者の皆様に適切な外部機関（金融ADR制度において当組合が紛争解決措置として利用している弁護士会仲裁センター等を含む。）をご紹介するとともに、その標準的な手続の概要等の情報をご提供いたします。
- 5 外部機関において苦情等対応に関する手続が係属している間であっても、必要に応じ、一般的な資料のご提供やご説明等をお客様に対して行います。

ADR(Alternative Dispute Resolution)

「裁判外紛争解決手続」のことであり、訴訟手続によらずに民事上の紛争を解決しようとする当事者のために、公正な第三者が関与して紛争解決を図る手続の総称。

[標準的な手続の流れ]



紛争解決措置の概要

土佐あき農業協同組合
平成 30 年 7 月 1 日現在

苦情などのお申し出については、当組合が対応いたしますが、利用者の皆様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会を利用できます。

愛媛弁護士会紛争解決センター

電話番号：089-941-6279

受付時間：午前10時～午前12時／午後1時～午後4時
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

岡山弁護士会岡山仲裁センター

J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。

上記弁護士会の利用に際しては、以下の当組合のJ Aバンク相談・苦情等受付窓口またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。

なお、愛媛弁護士会紛争解決センターには直接お申し立ていただくことも可能です。

土佐あき農業協同組合 相談・苦情等受付窓口

電話番号：0887-34-1515

受付時間：午前9時～午後5時
（金融機関の休業日を除く）

J Aバンク相談所

電話番号：03-6837-1359

受付時間：午前9時～午後5時
（金融機関の休業日を除く）

弁護士会以外の他の機関でも紛争解決のお申し出を受け付けています。詳しくは当組合のJ Aバンク相談・苦情等受付窓口にご相談ください。